



平成26年10月24日

自動車局貨物課

トラック運送業における
「適正取引推進（サーチャージ導入・価格転嫁）強化月間」
を11月に設定！！

国土交通省においては、「燃料価格転嫁促進」及び「適正取引の推進」のため、この度、11月を「適正取引推進（サーチャージ導入・価格転嫁）強化月間」と設定し、荷主等とトラック事業者の適正取引推進（サーチャージ導入・価格転嫁）について強力的に推進していくこととしております。

なお、各地方運輸局、運輸支局では、適正取引推進（サーチャージ導入・価格転嫁）について説明会（出張説明会も可能です。）を開催いたしますので、お申し込みなどの詳細は、最寄りの運輸局・運輸支局までお問い合わせください。

【 主な実施事項 】

- ① 各地方運輸局・運輸支局において定期的に適正取引推進（サーチャージ導入・価格転嫁）の説明会を開催
- ② 各地方運輸局・運輸支局職員が出張説明会を実施
- ③ 交渉の場において、各地方運輸局・運輸支局職員が、適正取引推進（サーチャージ導入・価格転嫁）について説明
 - (1) トラック事業者と荷主の交渉の場
 - (2) トラック協会が設定するトラック事業者と荷主の交渉の場
- ④ ①～③の取組とあわせ、トラック協会において、原価計算など、価格転嫁交渉に必要な知識について周知
- ⑤ 適正取引推進（サーチャージ導入・価格転嫁）強化月間の設定、相談窓口の再周知

【問い合わせ先】 自動車局貨物課 益本、末吉、大澤

代 表： 03-5253-8111（内線41332）

直 通： 03-5253-8575

FAX： 03-5253-1637